



交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

令和 8年 8月

第185号

生活道路の法定速度が30キロに!

令和8年9月1日から

生活道路 での自動車の

ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことをいいます。

法定速度 が時速60キロから

法定速度…道路標識または道路標示による最高速度の指定がない道路での最高速度。

時速30キロ に引き下げ!

自転車を追抜くときは、しっかり安全を確保しましょう。

自動車等（自動車、一般原動機付自転車）は、自転車等（自転車、電動キックボードなど）を追抜く場合に自転車等との間に**十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度**で進行しなければなりません。

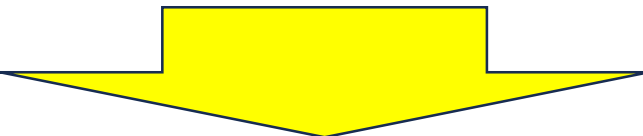
めやす

自転車や電動キックボードなどを追抜くときは、少なくとも1メートル程度間隔を空け、その間隔を確保できない場合には、時速20～30キロ程度で運転しましょう。

※「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」は、走行状況や道路状況、交通状況などによって異なります。

法定速度が時速60キロのままの道路

- ① 道路標識または道路標示（道路標識等）による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ② 道路の構造上または柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③ 高速自動車国道のうち、本線車道（非分離車線区間を除く）およびこれに接する加速車線・減速車線以外のもの
- ④ 自動車専用道路



法定速度が時速30キロとなる道路

◎上記の①～④の道路以外の一般道路

➡ **中央線や車両通行帯、中央分離帯などがない一般道路（=生活道路）**

☆道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その指定された速度が最高速度となります。

※例えば、道路標識等により最高速度が時速40キロと指定されている生活道路の最高速度は、時速30キロではなく時速40キロとなります。



令和8年4月1日から

